

## 鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例（令和8年鶴岡市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる医療従事者)

第2条 条例第2条に規定する病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める職種は、薬剤師とする。

(養成学校等の範囲)

第3条 条例第2条第2号に規定する養成学校等（以下「養成学校等」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において薬学を履修する課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）とする。

(貸与額)

第4条 条例第3条第1項に規定する額は、修学資金の貸与を受けようとする者が、次に掲げる額の中から選択できるものとする。

- (1) 年額80万円
- (2) 年額70万円
- (3) 年額60万円
- (4) 年額50万円
- (5) 年額40万円
- (6) 年額30万円

2 前項において選択した貸与額については、養成学校等の正規の修学期間の終了する日まで変更できないものとする。

(貸与の申請手続)

第5条 条例第4条第1項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者が別に定める日までに鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 養成学校等における在学証明書
- (2) 養成学校等における学業成績を証明する書類（修学年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校（法第1条に規定する高等学校をいう。）における成績証明書）
- (3) 戸籍謄本（申請の日前2月以内に発行されたものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(保証人)

第6条 条例第5条第1項に規定する保証人は2人とし、それぞれ独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定等)

第7条 管理者は、第5条の申請があった場合において、当該申請の審査及び面接により修学資金を貸与することが適当であると認めるときは、当該年度の予算額の範囲内で修学資金を貸与することを決定する。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の貸与を決定したとき、又は貸与しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与(不承認)決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(誓約書)

第8条 前条の規定により、貸与の決定を受け、修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者の指示に従い、誓約書(様式第3号)に保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(届出義務)

第9条 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与異動届出書(様式第4号)により管理者に届け出なければならない。

(1) 氏名、住所又は連絡先を変更したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

(4) 進級できなかつたとき。

(5) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、保証人が死亡したとき、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき

2 修学生は、毎年(修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。)4月15日までに前年度の学業成績を証明する書類を管理者に提出しなければならない。

(貸与の休止又は打切りの決定等)

第10条 管理者は、条例第6条の規定により貸与の休止を決定したとき、又は条例第7条の規定により貸与の打切りを決定したときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与(休止・打切り)決定通知書(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。

(貸与の方法)

第11条 管理者は、貸与を決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を6月(修学資金の貸与が決定された日の属する年にあつては7月)、9月、12月及び翌年3月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 修学生は、前項の規定により修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(貸与の保留)

第12条 管理者は、修学生が正当な理由なく第9条第2項に規定する書類を提出しないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還方法)

第13条 修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還明細書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請手続)

第14条 条例第9条に規定する修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還猶予申請書(様式第8号)に当該事由を証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したとき、又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還猶予(不承認)決定通知書(様式第9号)により、その旨を通知するものとする。

(返還の免除の申請手続)

第15条 条例第10条に規定する修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還債務免除申請書(様式第10号)に当該事由に該当することを証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の返還の債務の免除を決定したとき、又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還免除(不承認)決定通知書(様式第11号)により、その旨を通知するものとする。

(在職期間の計算)

第16条 条例第10条第1号及び第2号に規定する在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、現に在職した期間中に休職、停職又は育児休業の期間(以下「休職等期間」という。)があるときは、休職等期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始することとなったときは、その月を1月として控除するものとする。

3 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、現に在職した期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準ずる勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)の期間があるときは、当該期間の初日が属する月の翌月(当該日が月の初日であるときは、当該日が属する月)から当該期間の末日が属する月の前月

(当該日が月の末日であるときは、当該日が属する月)までの月数に、当該育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数(当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)により計算するものとする。

4 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、休業等期間の終了した月に育児短時間勤務等を開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(保証人による手続)

第17条 保証人は、修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 第12条から第14条までの規定は、保証人が修学資金の貸与を受けた者に代わって行う手続について準用する。

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。